

# 兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第9号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

<b>企業庁管理規程</b>	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程 .....	1
<b>病院局管理規程</b>	
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程 .....	1
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程 .....	5
<b>教育長訓令</b>	
○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令 .....	7

## 企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

### 兵庫県企業庁管理規程第1号

#### 企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の2から第2条の6までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(扶養手当)

第2条の2 条例第4条の管理規程で定める職員は、企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が10級以上であるものとする。

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第15項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 勤務時間を割り振ろうとする日の初日から起算して4週間を経過する日前に地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合 当該初日から当該離職をする日までの期間

附 則

この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

### 兵庫県病院局管理規程第4号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第11項各号列記以外の部分中「を除く。）の」の右に「うち次の各号に掲げる者の」を加え、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ」を削り、同項第1号中「100分の4.2」を「100分の2.8」に改め、同項第2号中「100分の3.6」を「100分の2.4」に改め、同号ア中「8級である職員」の右に「(管理職手当を受ける職員に限る。)」を加え、同項第3号中「100分の2.4」を「100分の1.6」に改め、同号ア中「7級である職員」の右に「(管理職手当を受ける職員に限る。)」を加える。

附則第11項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級又は7級である職員（第2号ア又は前号アに掲げる職員を除く。）及びその職務の級が6級である職員(管理職手当を受ける職員に限る。) 100分の0.9

(5) 第40条第4項の規定による期末手当基礎額の加算を受ける職員のうち、前各号に掲げる職員以外の職員 100分の0.7

附則第12項第1号中「100分の4.2」を「100分の2.8」に改め、同項第2号中「100分の1.6」を「100分の0.9」に改める。

附則第13項中「同項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ」を「第11項中「」に改め、「考慮して」」の右に「とし、前項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に」とあるのは「他の職員との均衡を考慮して」」を加える。

附則第15項の表を次のように改める。

合計額に同表に定める割合	別表第17の加算割合が100分の20である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の30を乗じて得た割合を減じて得た額
	別表第17の加算割合が100分の15である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の23.3を乗じて得た割合を減じて得た額
給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合	別表第18の割合が100分の25である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合から、当該割合に100分の38を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の20である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合から、当該割合に100分の35を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の15である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合から、当該割合に100分の30を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の10である職員	給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の定める割合から、当該割合に100分の20を乗じて得た割合を減じて得た割合

別表第9 県立尼崎総合医療センターの項4級の欄中

「院長  
副院長」

を

「院長  
院長代行  
副院長」

に、

「救命救急センター次長  
医療安全部長」

を

「救命救急センター次長  
小児救命救急センター長  
医療安全部長」

に改め、同表県立光風病院の項中「光風病院」を「ひょうごこころの医療センター」に改め、同表県立こども病院の項中「小児救急医療」を「小児救命救急」に改め、同表県立姫路循環器病センターの項3級の欄中

「救命救急センター次長  
医療安全部長」

を

「救命救急センター次長  
脳卒中センター次長  
医療安全部長」

に改め、同項4級の欄中

「救命救急センター次長  
医療安全部長」

を

「救命救急センター次長  
脳卒中センター長  
脳卒中センター次長  
医療安全部長」

に改める。

別表第16地方機関の款中

「県立病院の院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立病院の医療監（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長（医師・歯科医師職4級及び看護職7級の者に限る。）及び管理局長（行政職9級の者に限る。）」

を

「県立病院の院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立病院の医療監（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立粒子線医療センターを除く県立病院の院長代行、副院長（医師・歯科医師職4級及び看護職7級の者に限る。）及び管理局長（行政職9級の者に限る。）」

に、

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、管理局長（行政職8級の者に限る。）及び院長補佐（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、総務部長、看護部長（看護職6級の者に限る。）、経営企画部長、診療部長、県立尼崎総合医療センターの難病相談センター長、周産期医療センター長及び救命救急センター長、県立西宮病院の救命救急センター長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長、リウマチ膠原病センター長及び救命救急センター長、県立淡路医療センターの救命救急センター長、県立光風病院の精神科救急医療センター長、県立こども病院の小児がん医療センター長、周産期医療センター長及び小児救急医療センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及び病理診断センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病センター長及び救命救急センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長（他の県立病院に兼務する者を除く。）」

を

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、管理局長（行政職8級の者に限る。）及び院長補佐（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、総務部長、看護部長（看護職6級の者に限る。）、経営企画部長、診療部長、県立尼崎総合医療センターの難病相談センター長、周産期医療センター長、救命救急センター長及び小児救命救急センター長、県立西宮病院の救命救急センター長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長、リウマチ膠原病センター長及び救命救急センター長、県立淡路医療センターの救命救急センター長、県立こども病

院の小児がん医療センター長、周産期医療センター長及び小児救命救急センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及び病理診断センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病センター長、脳卒中センター長及び救命救急センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長（他の県立病院に兼務する者を除く。）

に、

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の院長補佐（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職3級及び看護職6級の者に限る。）、県立病院の事務部長、部長（看護職5級の者を除く。）、医療安全部長、検査・放射線部長、検査部長、放射線部長、リハビリテーション部長、研究部長、教育部長、看護部長（看護職5級の者に限る。）、薬剤部長（行政職8級の者に限る。）、栄養管理部長、地域医療連携部長、放射線技師長（行政職8級の者に限る。）、及び検査技師長（行政職8級の者に限る。）、リハビリテーション技師長（行政職8級の者に限る。）、センター次長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、県立光風病院の地域ケア部長、県立こども病院の家族支援・地域医療連携部長並びに県立粒子線医療センターの参事、医療部長、看護部長及び放射線技術部長

を

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の院長補佐（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職3級及び看護職6級の者に限る。）、県立病院の事務部長、部長（看護職5級の者を除く。）、医療安全部長、検査・放射線部長、検査部長、放射線部長、リハビリテーション部長、研究部長、教育部長、看護部長（看護職5級の者に限る。）、薬剤部長（行政職8級の者に限る。）、栄養管理部長、地域医療連携部長、放射線技師長（行政職8級の者に限る。）、及び検査技師長（行政職8級の者に限る。）、リハビリテーション技師長（行政職8級の者に限る。）、センター次長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、県立ひょうごこころの医療センターの地域ケア部長、精神科救急医療センター長及び検査・放射線室長、県立こども病院の家族支援・地域医療連携部長並びに県立粒子線医療センターの参事、医療部長、看護部長及び放射線技術部長

に、

「県立病院の部長（看護職5級の者に限る。）、総務部次長、看護部次長、薬剤部長（行政職8級の者を除く。）、薬剤科長、栄養管理部次長、放射線技師長（行政職8級の者を除く。）、放射線技術科長、検査技師長（行政職8級の者を除く。）、リハビリテーション技師長（行政職8級の者を除く。）、センター次長（医師・歯科医師職3級及び行政職7級の者に限る。）、県立光風病院の地域ケア部次長、県立こども病院の家族支援・地域医療連携部次長、県立姫路循環器病センターの高齢者脳機能治療室長並びに県立粒子線医療センターの看護部長（看護職6級以上の者を除く。）及び放射線物理科長

を

「県立病院の部長（看護職5級の者に限る。）、総務部次長、医療安全部次長、看護部次長、薬剤部長（行政職8級の者を除く。）、薬剤科長、栄養管理部次長、地域医療連携部次長、放射線技師長（行政職8級の者を除く。）、放射線技術科長、検査技師長（行政職8級の者を除く。）、リハビリテーション技師長（行政職8級の者を除く。）、センター次長（医師・歯科医師職3級及び行政職7級の者に限る。）、県立ひょうごこころの医療センターの地域ケア部次長、県立こども病院の家族支援・地域医療連携部次長、県立姫路循環器病センターの高齢者脳機能治療室長並びに県立粒子線医療センターの看護部長（看護職6級以上の者を除く。）及び放射線物理科長

に改める。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第15項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 勤務時間を割り振ろうとする日の初日から起算して4週間を経過する日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合 当該初日から当該離職をする日までの期間

第27条第2項中「を承認されている」を「又は第21条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「の時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この管理規程は、平成29年 4月 1日から施行する。



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成29年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

**兵庫県病院局管理規程第 5 号**

**病院局組織規程の一部を改正する管理規程**

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表管理課の項中「職員班」を「職員班 医師育成支援班」に改める。

第 8 条の表中「光風病院」を「ひょうごこころの医療センター」に改める。

第10条の表県立尼崎総合医療センターの款救命救急センターの項の次に次のように加える。

小児救命救急センター	
------------	--

第10条の表県立光風病院の款中「光風病院」を「ひょうごこころの医療センター」に改め、同款中

「

地域ケア部	
-------	--

」

を

「

地域ケア部	地域ケア課
-------	-------

」

に、「検査室」を「検査・放射線室」に改め、同表県立こども病院の款中「小児救急医療センター」を「小児救命救急センター」に改め、同表県立姫路循環器病センターの款糖尿病センターの項の次に次のように加える。

脳卒中センター	
---------	--

第11条の表県立尼崎総合医療センターの款診療部の項内科の目中「神経内科」を「神経内科 小児神経内科」に、「血液内科」を「血液内科 小児血液・腫瘍内科」に改め、同項外科の目中「脳神経外科」を「脳神経外科 小児脳神経外科」に改め、同款周産期医療センターの項中

「

外科	小児外科
上記以外の診療科目等	小児科 産婦人科

」

を

「

内科	新生児内科
外科	小児外科
上記以外の診療科目等	産婦人科

」

に改め、同款救命救急センターの項中「小児救急科」を削り、同項の次に次のように加える。

小児救命救急センター	小児救急科
------------	-------

第11条の表県立西宮病院の款診療部の項内科の目中「血液内科」を「血液内科 糖尿病・内分泌内科 腫瘍

内科」に改め、同項外科の目中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改め、同項上記以外の診療科名等の目中「小児科」を「リウマチ科 小児科」に、「リハビリテーション科 放射線科」を「リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科」に改め、同表中

「

県立光風病院	診療部	内科 精神科 児童思春期精神科 歯科
	精神科救急医療センター	精神科

」

を

「

県立ひょうごこころの医療センター	診療部	内科	内科
		外科	脳神経外科
		上記以外の診療科名等	精神科 児童思春期精神科 老年精神科 歯科
	精神科救急医療センター	精神科	

」

に改め、同表県立こども病院の款中「小児救急医療センター」を「小児救命救急センター」に改め、同表県立姫路循環器病センターの款糖尿病センターの項の次に次のように加える。

脳卒中センター	
---------	--

第14条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「検査・放射線部」の右に「又は検査・放射線室」を加える。

第15条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「又は検査室」を削る。

第23条の3の見出し及び同条各号列記以外の部分中「指導相談」を「家族支援」に改める。

第24条の2の見出し中「小児救急医療センター」を「小児救命救急センター」に改め、同条中「小児救急医療センター」を「小児救命救急センター」に、「小児救急医療」を「小児救命救急医療」に改める。

第3章第1節第24条の10を第24条の11とし、第24条の9の次に次の1条を加える。

(脳卒中センターの業務)

第24条の10 脳卒中センターにおいては、脳卒中医療に関する業務をつかさどる。

第32条第1項中「県立淡路医療センター、」の右に「県立ひょうごこころの医療センター、」を加える。

第33条の表中

「

小児救急医療センター長	県立こども病院の小児救急医療センター	上司の命を受け、小児救急医療センターの業務を掌理する。
-------------	--------------------	-----------------------------

」

を

「

小児救命救急センター長	県立尼崎総合医療センター及び県立こども病院の小児救命救急センター	上司の命を受け、小児救命救急センターの業務を掌理する。
-------------	----------------------------------	-----------------------------

」

に改め、同表精神科救急医療センター長の項中「光風病院」を「ひょうごこころの医療センター」に改め、同表糖尿病センター長の項の次に次のように加える。

脳卒中センター長	県立姫路循環器病センターの脳卒中センター	上司の命を受け、脳卒中センターの業務を掌理する。
----------	----------------------	--------------------------

第33条の表中

部長又は検査室長	県立病院の部又は県立光風病院の検査室	上司の命を受け、部又は検査室の業務を掌理する（次条に掲げる部長の職務を除く。）。
----------	--------------------	--

を

部長又は検査・放射線室長	県立病院の部又は県立ひょうごこころの医療センターの検査・放射線室	上司の命を受け、部又は検査・放射線室の業務を掌理する（次条に掲げる部長の職務を除く。）。
--------------	----------------------------------	--

に改める。

第34条の表中医療監の項の次に次のように加える。

院長代行	県立病院	上司の命を受け、地方機関の所掌する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
------	------	---------------------------------------

第34条の表次長の項中「小児救急医療センター」を「小児救命救急センター」に改め、「糖尿病センター」の右に「脳卒中センター」を加え、同表科部長又はセンター部長の項中「県立尼崎総合医療センターの周産期医療センター及び救命救急センターの科」を「県立尼崎総合医療センターの周産期医療センター、救命救急センター及び小児救命救急センターの科」に、「光風病院」を「ひょうごこころの医療センター」に、「小児救急医療センター」を「小児救命救急センター」に改め、「糖尿病センター」の右に「脳卒中センター」を加え、同表放射線技師長の項中「検査・放射線部又は放射線部（県立光風病院にあつては、診療部）」を「検査・放射線部、放射線部又は検査・放射線室」に改め、同表検査技師長の項中「検査室」を「検査・放射線室」に改め、同表医長の項中「県立尼崎総合医療センターの周産期医療センター及び救命救急センターの科」を「県立尼崎総合医療センターの周産期医療センター、救命救急センター及び小児救命救急センターの科」に、「光風病院」を「ひょうごこころの医療センター」に、「小児救急医療センター」を「小児救命救急センター」に改め、「糖尿病センター」の右に「脳卒中センター」を加え、同表主任放射線技師の項中「検査・放射線部又は放射線部（県立光風病院にあつては、診療部、）」を「検査・放射線部、放射線部又は検査・放射線室（）」に改め、同表主任検査技師の項中「検査室」を「検査・放射線室」に改め、同表主任作業療法士の項中「光風病院の地域ケア部」を「ひょうごこころの医療センターの地域ケア課」に改める。

附 則

この管理規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第 2 号

本 庁  
教 育 事 務 所

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月31日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。  
第 5 条の 2 中第10号を第11号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 1 件300万円以上の備品購入費の支出負担行為を決定すること。

- イ 1件2,000万円以上の委託料、貸付金、補償金及び補填金の支出負担行為を決定すること。
- ウ 1件2,000万円以上の負担金、補助金及び交付金の支出負担行為（県単独の事業に属するものに限る。）を決定すること。
- エ 1件1億5,000万円以上5億円未満の工事請負費の支出負担行為を決定すること。
- オ 1件2,000万円以上1億円未満の公有財産購入費（土地については1件1億円以上でその面積が2万平方メートル未満のものを含む。）の支出負担行為を決定すること。
- カ 1件500万円以上2,000万円未満の投資及び出資金の支出負担行為を決定すること。
- キ 寄附金の支出負担行為を決定すること。
- ク 支出負担行為を伴わない重要物品の取得、管理及び処分をすること。

別表財務課の項中

「

- 1 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

を

「

- 1 財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

に、

「

- (4) 1件2,000万円以上の委託料、貸付金、負担金、補助及び交付金並びに補償金及び補填金の支出負担行為を決定すること。
- (5) 1件300万円以上の備品購入費の支出負担行為を決定すること。
- (6) 1件3,000万円以上の工事請負費の支出負担行為を決定すること。
- (7) 1件2,000万円以上の公有財産購入費の支出負担行為を決定すること。
- (8) 1件500万円以上の投資及び出資金の支出負担行為を決定すること。
- (9) 寄附金の支出負担行為を決定すること。
- (10) 支出負担行為等を伴わない重要な契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。
- (11) 支出負担行為を伴わない重要物品の取得、管理及び処分をすること。
- (12) 組織等の改廃による事務引継者を指定すること。

を

「

- (4) 1件5億円以上の工事請負費の支出負担行為を決定すること。
- (5) 1件1億円以上の公有財産購入費（土地についてはその面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）の支出負担行為を決定すること。
- (6) 1件2,000万円以上の投資及び出資金の支出負担行為を決定すること。
- (7) 賠償金の支出負担行為を決定すること。
- (8) 支出負担行為等を伴わない重要な契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。
- (9) 組織等の改廃による事務引継者を指定すること。

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。